

発議第5号

伊賀市議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正について

伊賀市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成28年6月27日提出

提出者 伊賀市議会議員

田山 宏弥

嶋岡 壯吉

生中 正嗣

中谷 一彦

前田 孝也

記

伊賀市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例

伊賀市議会の議決すべき事件を定める条例（平成17年伊賀市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（議決すべき事件）

第2条 議会の議決すべき事件は、次に掲げるとおりとする。ただし、変更については軽微なものを除く。

- (1) 市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本的な構想及びこれを具現化するための根幹的な施策や事業を示した計画等の策定、変更又は廃止
- (2) 前号に掲げるもののほか、期間が5年以上のもので、市行政の基本的な施策に係る計画等（法令又は他の条例に定めのあるものは除く。）の策定、変更又は廃止
- (3) 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号）に定める定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の通告

附 則

この条例は、公布の日から施行する。